

愛知県環境審議会総合政策部会 会議録

- 1 日時 2025 年（令和 7 年） 7 月 11 日（金） 午前 10 時から午前 11 時まで
- 2 場所 愛知県環境調査センター 1 階 第 1 会議室
- 3 議事
 - (1) 審議事項
愛知県環境影響評価条例の対象事業の規模に係る要件の見直しについて
- 4 出席者
 - (1) 委員・専門委員
深澤部会長、浅川委員、井上委員、大石委員、渡邊委員、橋本専門委員
【オンライン出席】
長田委員、南委員、中島専門委員
(以上委員 7 名、専門委員 2 名)
 - (2) 事務局
環境局：
平野技監、杉本環境政策部長
環境局環境政策部環境活動推進課：
西川課長、高橋担当課長、国立課長補佐、佐藤主査、渥美主査、林主査
(以上 8 名)
- 5 傍聴人
3 名
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
愛知県環境影響評価条例の対象事業の規模に係る要件の見直しについて
 - ・ 資料 1 及び 2 について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

- 【井上委員】条例の施行以降、工場・事業場の新設等が環境影響評価の対象となった事例はない。現時点で想定されている大規模な事業があり、今回、規模要件を緩和しようとしているのか、或いは、想定はないが緩和をしようとしているのか。
- また、今、重油を燃料としている工場が、良質燃料に変えても燃料使用量が同規模、或いは 11.25 トン以上増えなければ、アセス対象にならない

と理解しており、現状の規模要件であっても燃料転換を阻害することはないと考える。燃料使用量が 11.25t 以上の新設・増設の事業が考えられるのか。

【事務局】ご指摘のとおり、条例の施行以降、工場・事業場の新設等が対象事業となった事例はない。現時点で想定している事業がある訳ではないが、カーボンニュートラル実現に向け、中部圏で水素・アンモニア需要量の目標が定められている。環境影響評価の手續には相応の期間を要するため、カーボンニュートラル実現に向けた革新的な動きを阻害することがないように、あらかじめ規模要件の見直しを行っておきたいと考えている。

また、工場の増設について、重油を燃料としている工場が良質燃料を使用する施設を設置し、重油を燃料とする既存の施設を残す場合、新施設で良質燃料のみ使用する場合であっても新施設の燃料使用量が 11.25 トン以上であれば環境影響評価の対象となる。ただし、施設の新設に併せて、重油を燃料としていた施設を廃止する場合は、燃料使用量の増加量で規模要件を判断することとなるため、既存施設の燃料使用量を差し引くこととなる。

【井上委員】新施設設置後に旧施設を廃止するケースで、廃止分の燃料使用量を差し引くのであれば、燃料使用量が 11.25 トン以上となるようなケースは想定しにくい。企業などにアンケート調査を行って、そのような動きがあることを把握しているのか。

また、愛知県内に 11.25t 以上の燃料を使用している工場は、どの程度存在するのか。

【事務局】燃料使用量が 11.25 トン以上の工場は、発電所を除くと 20 弱程度であったと思う。

具体的に想定される工場・事業場の新設・増設が現時点である訳ではないが、水素・アンモニアの利用拡大の動きに伴い、考えられる課題にあらかじめ対応するため、諮問をさせていただいたものである。

増設の場合の規模要件の判断について、改めて説明するが、増設に伴って廃止する場合は、廃止分を差し引き、増加分の燃料使用量で判断することとなる。環境影響評価の対象事業は、事業を行うことによって環境への影響の程度が著しいものとなる恐れがあるものとしており、規模要件を燃料使用量としている。工場の増設の事業において、工場の新設の事業と同程度の燃料使用量が増加するのであれば、同等の環境影響の程度が見込まれるため、新設と増設の規模要件は同じとしている。

【井上委員】良質燃料について、現時点では想定がないが、将来を見越して「等」を付けているとのことであったが、ばい煙排出量が一定量以下の燃料とするなどの定義をしておかないと、判断が恣意的となる可能性が残る。良質燃料の定義を決めておくことについてご検討いただきたい。

【事務局】ご指摘の点について検討を行い、次回の部会において事務局の考えをお

示ししたい。

【大石委員】水素・アンモニアについては、どのように製造されたかが重要であり、エネルギーを大量に消費して製造されたものは、トータルで考えると環境負荷が小さいとは言えない。今回の規模要件の見直しにおいて、製造時の環境負荷を考慮せず、一律に水素・アンモニアを緩和の対象とする考えのようだが何故か。

【事務局】水素の利活用促進については、政府において「水素基本戦略」を策定し、水素の利活用拡大の量的目標を掲げており、利活用拡大をしながらグリーン化を図っていくこととしている。

環境影響評価においては、周辺環境に与える影響を見ていることから、燃焼時の大気汚染物質の排出量が少ないという観点で緩和対象と考えた。

また、燃料製造時の環境影響を対象とするかについてだが、制度上、法や条例においては、施設で使用する燃料の採掘・製造・精製は環境影響評価の対象としていない。そのため、水素・アンモニアの製造過程の環境影響については、対象事業の規模要件とは切り分けてご審議いただきたい。

【大石委員】制度上のことは理解したが、現状、水素・アンモニアのグリーン化はどのような状況で、今後、どのように進んでいくのか教えていただきたい。

【事務局】現在、資料を持ち合わせていないため、次回お示しさせていただく。

【長田委員】見直しの趣旨としては、温暖化対策も含めて、より環境に良いエネルギーへ移行するような誘導策と考えて良いか。

【事務局】おっしゃるとおり、見直しをすることで、より環境に良いエネルギーの導入促進にもつながると考えている。

【長田委員】水素・アンモニアなどの良質燃料であっても、燃焼時に NOx は排出する。NOx を制御する技術はあるので、上手に制御しないとイケない。自動車からの NOx の排出規制は段階的に厳しくなっている。約 20 年で新車に入れ替わるため、着実に NOx 排出量の削減は進み、大気環境は改善された。しかし、工場・事業場の施設は 20 年で入れ替わるものではないため、条例施行時の施設がまだ残っていて、固定排出源からの排出はあまり減少していない。NOx が減少しない限り、光化学オキシダント対策はこれ以上進まない。これを機会に NOx の排出を抑えるような施策も検討していただければと考えるがどうか。

【事務局】ご指摘の内容は、環境影響評価の対象事業の規模要件とは別の大気汚染対策に関するご意見と考える。

この件については、固定発生源における NOx 排出量の推移や対策の状況等をまとめ、次回ご説明させていただくこととしたい。

【浅川委員】アンモニアはハーバーボッシュ法により高温・高圧で製造されており、製造時に大量のエネルギーを使用する。環境影響評価の制度ではアンモニ

ア製造時に環境に及ぼす影響は対象としないという点は理解できるが、環境審議会としては、良質燃料製造時のエネルギーについても留意する必要があると考える。

また、良質燃料であっても燃焼時には NOx が排出されるため、水素・アンモニアを燃焼する場合に、良質燃料を使用しているとして、一律に緩和対象として良いか注意が必要と考える。NOx を低減できる燃焼装置を有している場合に、良質燃料として定義する方法も考えられる。

また、環境影響評価の対象事業の規模要件を判別する際に、ばい煙の発生量の違いに着目しても良いかと思った。

【事務局】水素・アンモニアは、二次エネルギーであることからエネルギーの使い方に融通性をもたらすことができるものと考えている。水素・アンモニア製造時の課題等については、次回の部会においてお示ししたい。

次に、NOx を低減できる施設に限って規模要件を見直すとの意見については、良質燃料の定義にも関係すると思うが、次回事務局の考えをお示ししたい。

また、対象事業の規模要件をばい煙の発生量とすることについては、どのように設定するか難しいと感じたが、事務局において検討を行い、次回の部会においてお示ししたい。

【浅川委員】アンモニアは窒素肥料にもなり、農業者にとっては大切な資材である。農業関係者としては、大切な肥料を燃やしてしまうことについて違和感を持つので、この場でコメントしておく。

【渡邊委員】以前、火力発電所の環境影響評価の審査をした際、将来的に燃料の種類を変更するという事例があった。例えば、工場のある施設について、設計段階では重油を使用するとしていたが、数年後に、天然ガスを使用する方針に転換する場合も考えられる。そのような場合、今回の見直しはどう関係するのか。

【事務局】発電所の場合と、工場・事業場の場合で分けてご説明したい。発電所の場合においては、環境影響評価手続の途中で燃料種を変更する場合には、手続の段階によっては方法書から手続をやり直すこととなる。工場・事業場の場合においては、現在の制度では手続の途中で燃料の種類が変わっても手続はやり直しにならない。なお、良質燃料使用時の規模要件を緩和した場合は、燃料の種類の変更状況を基に環境影響評価の可否を判断することとなる。

補足だが、環境影響評価手続が終了した後に燃料転換した場合には、燃料使用量が増加するものでなければ工場等の増設には該当しない。

【井上委員】火力発電所の燃料使用量として参考に示されている熱効率について、2030 年目標値となっている。目標が達成されるか分からないものを根拠とすることは問題が生じないか。現在、どの程度の熱効率となっているか。

【事 務 局】過去の日本における火力発電所の熱効率も電気事業便覧において示されていたが、昨今の熱効率は示されていない。なお、国内最大の発電事業者である JERA の公表資料では同程度の熱効率であった。

【井上委員】これまでの環境影響評価において熱効率が示されていると思うが、その施設では目標値を達成しているのか。

【事 務 局】確認する。

【深澤部会長】良質エネルギーへの転換を図るインセンティブとなる制度改正と理解しているが、全国的に同様の取組はあるか。

【事 務 局】神戸市においては、同じく良質燃料を使用する場合にアセス手続きを緩和することを規定している。

【深澤部会長】愛知県は先陣を切ってやっている面もあるが、他県の状況も見ながらという理解で良いか。

【事 務 局】参考資料 2 のとおり他県の状況も参考にしている。先ほど、参考としてお示しした燃料使用量 19.9t/h は他県の設定幅の範囲内にある。

【深澤部会長】他の都道府県の動向も見ながら検討しているということで承知した。

(3) 閉会